

平成29年第10回那珂市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成29年10月16日(月) 開 会 午後1時30分～

2 場 所 瓜連支所2階 会議室4

3 出席委員

教 育 長	大 縄 久 雄
教育長職務代理者	小笠原 聖 華
委 員	中 澤 明
委 員	住 谷 光 一
委 員	佐 藤 哲 夫

4 委員以外の出席者

教育部長	高 橋 秀 貴
学校教育課長	小 橋 聡 子
学校教育課課長補佐(総括)	渡 邊 勝 巳
副参事兼学校教育課指導室長	大 高 伸 一
学校教育課課長補佐	萩 野 谷 真
学校教育課課長補佐	寺 門 征 信
学校教育課係長	直 江 正 典
学校教育課主事補	関 紗 莉 菜
生涯学習課長	高 安 正 紀
生涯学習課長補佐(総括)	小 林 正 博
学校給食センター所長	川 上 義 和

5 日程第1 教育長の日程報告

(1) 行事について

6 日程第2 報告

報告第35号 後援承認について

報告第36号 学校給食における危機管理マニュアル(案)について

報告第37号 区域外就学許可等について

閉会

(会議の概要)

- 大縄教育長 本日、委員は5名全員が出席しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、今会議は成立することを宣言します。  
ただ今より、平成29年第10回教育委員会定例会を開催いたします。まず、教育長の日程報告について、お願いいたします。
- 直江係長 はい。教育長の日程報告について。  
※以下、教育長の日程報告について、説明。
- 大縄教育長 この件について、ご意見ございますか。
- 中澤委員 はい。2つほど確認させてください。28日に図書館まつりと書いてありますが、私のところに届いた文書には29日講演会及び図書館まつりと書いてありました。これはそのままよろしいですか。
- 直江係長 図書館まつりは2日間開催されまして、2日目に参加してほしいということでご案内が届いていると思います。
- 中澤委員 例年教育長も講演会に出席されていましたが、今回は欠席ということでしょうか。
- 大縄教育長 出席いたします。
- 中澤委員 11月11日小中一貫教育の日ということで各学園で行事がありますが、具体的に各学園が何を行うか資料はいただけますか。
- 直江係長 はい。協議会で配布予定です。
- 大縄教育長 この件について、他にご意見ございますか。  
それでは、日程第2報告第35号後援承認について、お願いいたします。
- 寺門補佐 はい。報告第35号後援承認について。  
※以下、報告第35号後援承認について、説明。
- 大縄教育長 この件について、ご意見ございますか。
- 小笠原委員 はい。様々な事業で「昨年も同事業名の申請あり」となっていて引き続き後援をしていると思うのですが、例えば講演会で同じ内容を行った場合、昨年度はどのくらいの参加人数だったかは、教育委員会である程度把握していますか。
- 寺門補佐 申請については必ず実績報告するようにしていますので、参加人数も把握して

おります。

小笠原委員 特に載せてほしいわけではありませんが、例えば保護者は今どのような講演会にたくさん参加しているのか、スポーツに関しても昨今、保護者の関心が向いていると思うのですが、どのようなところに関心があつて、どういったものだったら参加したり、自分でやってみようとなるのか、1つの参考のためにこの紙ではなく、別紙でも良いのですがニーズがわかると、今後、統廃合によって空いた学校施設や空き地をどのように活用していくかにつながると思いますので、そのような情報も共有できたらと思います。

寺門補佐 昨年度申請してきた事業については、実績報告書をあげてもらっていますので、備考欄に昨年度何人参加したか、実績を記載いたします。

住谷委員 今のことと関係してきますが、38番のサイクリング大会で、30キロ・40キロとありますが、コースなどは決まっていますか。総合公園の中で行うのですか。

直江係長 コースは決まっております、1番長いコースは常陸太田市を抜けて城里町から戻ってくるコースとなっております。

住谷委員 相当大規模な大会であれば動員も多いでしょう。

直江係長 はい。昨年度の実績報告書を見たところ、とても多い人数でした。必ず交通ルールを守ってということで、ルールも厳しくしてありますが、県外からの参加者も多く来ています。

住谷委員 それでしたら、那珂市も観光の誘致ではありませんが、それをアピールしてマラソン大会を行ったり、水戸市は今度始めますけれども、那珂市も一つの観光宣伝材料として使える気がするので、今後大々的に外に向けて発信することも考えて下さい。

佐藤委員 私も今のお話と関連して、大変興味深く思ったのは44番の家事家計講習会、非常に面白いなと思いました。更に2日間も行い、講習会という名称で家事家計の講習を行う、どのような内容で参加者はどのくらいなのかとても気になりました。先ほどおっしゃられたように実績を書いていただくと、理解するのに大変都合がいいなと思います。

大縄教育長 この件について、他にご意見ございますか。  
それでは、報告第36号学校給食における危機管理マニュアル(案)について、お願いいたします。

小橋課長 はい。報告第36号学校給食における危機管理マニュアル(案)について。  
※以下、報告第36号学校給食における危機管理マニュアル(案)について、

説明。

大縄教育長 この件について、ご意見ございますか。

住谷委員 はい。マニュアルの7ページの【2】学校で発見した場合の対応（1）の下の①～④について、お願いしたいことがあります。担任は、学校長は、と主語が書いてありますが、この資料の10ページ【1】食材料の検収の（1）では、誰が納品するか書いてありません。（2）は検収者と書いてあり、（3）は「異物混入対策等の安全確保を徹底する」と書いてありますが、これはさせなければならない事であり、主語述語の関係の見直しが必要と思われます。他は分かりませんが、主語がはっきりしなければ危機管理マニュアルにならないと思いますので、そのあたりをお願いいたします。

小橋課長 まずこの資料の14ページについて、【2】学校で発見した場合の対応について、現行のマニュアルでは主語が明記されていなかったもので、明記したところですよ。そして、その前の10ページについては、主語は給食センターです。もう一度検討して、主語を入れたほうが分かりやすいというところがあるかももう一度検証してみます。

佐藤委員 この見直しを取り組んだのは大変な良い事だと思います。これからも何か機会を捉えて、見直ししていただくという姿勢を持っていただければと思います。今回はとても積極的な取り組みで、素晴らしいと思いました。言葉の中で「異臭」という言葉はよく聞きますが、「異味」という言葉もあるのですか。

小橋課長 はい。他市町村の資料を参考にした時に「異味」という言葉がありました。明らかに薬物、変な味ではなく、今回の牛乳の変な甘みといった微妙な表現ですが、通常とは違う味という認識で何かが疑われるということです。あとは、無いとは思いますが腐敗している場合や、カビが生えている場合にも「異味」、あとは味が変われば臭いにも影響してきますので「異味」と「異臭」は区別が難しいと思いますが、そこはセットで事案として考えていきたいと思っています。

佐藤委員 この資料の10ページに「食材料の検収」とあります。住谷委員のお話でもあった主語・主体はどこなのか、これは給食センターが検収ということですか。学校での検収はないですか。

小橋課長 学校での検収もございます。直接学校に搬入される牛乳や米飯、パンなどは学校が食材の検収を行っております。

佐藤委員 給食センターでは、食材管理にあたる方がいらっしゃると思いますが、学校では配膳員さん等が検収の時にはまだ勤務についていないと思います。そして、学校職員が検収、あるいは職員がいないにも関わらず、特定の場所に納入業者が置いていくということがあるので、学校で異物が混入するというよりも何か害が加えられるときに、この学校での検収が大変意味があると思います。この

ことについて、各学校ではどのように取り組んでいるのか、10ページにある検収と同じように食品の検収をどこかに位置付けていただければ学校としても分かりやすいのではないかと思います。また、これは学校が窓口になると思いますが、この資料の15ページ(4)、17ページの3について、謝罪という言葉が大きく前に出てきておりますが、何か事故があった時に、不都合があった時に、保護者や子どもたちに謝罪をするということは、必要だと思います。しかし、表現の仕方によっては「謝れば良いものではない」と、捉えられ誤解される可能性があると思います。説明文や経過あるいは今後の対応、原因などについて説明して、理解していただき、初期対応は「今回はご迷惑おかけして申し訳ございませんでした」と、謝罪になると思います、特に17ページ説明等の中に含めていただければと思います。

小橋課長 まず、検収についてこの資料の10ページ【安全管理編】【1】食材料の検収(2)異常の確認とあります。2つ目の牛乳、米飯、パンなどは業者から学校に直接納入されますが、学校で適切に検収するという簡単な表現になっております。この後に※で【異物混入編】参照と書いてありまして、この資料の12ページ【異物混入編】の③業者から学校配品を受け取る際は、と書いてあります。これは各学校に2名ずつ配属されている給食配膳員のやるべきことですが、給食配膳員が学校配送品を受け取る際には、このように注意して記録することになっております。以上のことが検収について記されております。

佐藤委員 受け取った後の保管が大切だと思うのですが、どのようになっていますか。

小橋課長 保管の際には、牛乳の例で言いますと冷蔵庫の温度管理も保管だと思いますが、(3)に給食配膳員が不在の際は施錠すると記されております。

佐藤委員 配膳室を施錠するという事は、受け取った食品は配膳室で管理するという事ですか。

小橋課長 はい。そこに給食当番の子どもたちが取りに行きます。

佐藤委員 各学校の機能は分かりませんが、牛乳、米飯、ソフト麺など業者が直接学校に持っていく食品について、早朝に配られることはありませんか。

川上所長 早朝に配られることもあります。その時には必ず職員の方がいて受け取ってもらおうということで引き渡しをしております。

佐藤委員 職員というのは学校の職員ですか。

川上所長 はい。学校の先生に受け取ってもらって保管しております。

佐藤委員 時間帯によっては職員の出勤前に配送されていることはありませんか。

川上所長 配送時間が決まっていますので、もともと学校に連絡済みで必ず届くようになっています。

佐藤委員 業者が職員に渡さないで、学校のカギを持っていてそれを使って置いていくということはありませんか。

川上所長 なっておりません。

小橋課長 捕捉しますと13ページの【2】配送業者及び給食配膳員の遵守事項として、給食配膳員については(3)をご覧ください。人為的な異物混入を避けるための留意点について、記載しております。謝罪についてですが、確かに説明の部分ではご指摘があった通り、原因や再発防止は記載しております。次に謝罪を全面に出しているところです。

佐藤委員 項目にこのような表現で出すかどうかです。これは市としての考え方になると思うのですが、いかがでしょう。

小橋課長 この通知を出すケースは限られておりまして、髪の毛や虫が混入された事例がありました。原因、どこでだれがというのは、分からないケースが多数です。給食センターで髪の毛が入るケースはほとんど考えられませんし、学校から髪の毛が入っていたという通報を受けると配膳するときになのか、現場を見ていないので原因を特定できないことがあります。その場合には通知いたしません。原因が確実に給食センターや加工業者だという前提で謝罪をするということですので。

佐藤委員 原因や経緯、今後の対応、特に再発防止策については確実に入れなければなりません。私は謝罪の文書ではなく、説明の文書だと思います。謝ってはいけなとかそういったことではなく、不快な思いをさせたということについては、真摯に謝罪をする気持ちでいるとは思いますがいかがでしょう。

住谷委員 今回の牛乳の異臭問題は、結果的に文書を出されたのですか。

小橋課長 はい。教育長名で出しました。

住谷委員 内容的には謝罪の文書ですか。

小橋課長 文書を出したのは、牛乳の加工業者が発端で、原因は推定ですがあるとすればそこが原因なので、今回はご心配をおかけいたしましたという一文はありましたが謝罪はありません。経過説明で推定の原因について報告ということで出しました。原因がはっきりとどこなのか分かれば、まず謝罪があると考えてるので、そういったことで項目として掲載いたしました。

佐藤委員 今のお話で保護者側、子どもがいなくても一般市民側としては、異臭がすると

いうことは、業者が原因かもしれませんがそれを事前に発見できず子どもたちに出してしまった、そういったことが無いように学校が検食を行うことになっていますよね。そこを考えると業者の問題だと見てしまうと、学校の責任もあると、保護者や市民は考えます。子どもの前に出してしまった、そうなる前に検食で異臭がする、異物が混入しているのを見つけるのは至難の業というのは理解していただけたと思いますが、考え方としてはそのように受け取るのではないかと思います。

住谷委員     そこはなかなか難しいところで、色々報道されている市町村は、その責任がすべて向かってしまうというところは結構あると思いますので、単に謝れば良いというわけではなくて、まず説明です。学校が言い訳できない事であれば、それは謝罪ということも必要ですが、あまりに謝罪でもまずいのではないかと思います。

小橋課長     原因が分からないときは謝罪しません。これは最終報告の手段なので、先ほども言ったようにはっきりと、例えば給食の調理員が入れてしまった時の文書です。危機管理で炎上してしまう市町村は謝罪のところをよく炎上します。何が1番大切かと言いますと、法律には違反していません、というのが社会的にどうなのかということとして、社会的に申し訳ないと言うのと言わないのでは全く違います。それとこれは別で本当に原因が特定できて、明らかに悪いと分かった時の謝罪なので、先ほどの推定原因では、この間のような牛乳がシンナー臭いと言いましたが、それは牛乳ではなかったと思います。工事の塗料の臭いだったのではないかという時には、ご心配おかけしました、明らかに業者がシンナーを入れてしまったら、謝罪ということで、最終段階が謝罪です。ただ、もう1度謝罪という言葉を入れるか持ち帰ります。

住谷委員     これを書く前に謝罪についての意味づけがあればもっと良いかと思います。いきなり謝罪では謝罪ばかりしていると思ってしまうので、お願いいたします。

小笠原委員   そういったことがあった場合、保護者は何が知りたいかと言われれば、原因と今後どうするのか、いかに防止するのかということだと思います。謝ってほしいというのがありますが、やはり説明、経緯、原因そして再発防止の対策をとって、必要とあれば謝罪というくくりになるかだと思います。最初に謝罪と入っていても謝られるよりも今後そういったことが無いように一言入ってくると思います。どうしてもマニュアルなので、マニュアルはこうあるべきというものなので最初に謝罪と入って、目立ってしまうことも考えると順番を逆にしたり、文章に入っている通り必要とあれば謝罪の文書を必ず出していると思いますので、見た目やイメージの問題だと思います。

大縄教育長   今後、表記の仕方について考えますので、それでご了解を頂ければと思います。その他いかがでしょう。

中澤委員 このマニュアルを見させていただいて、大変素晴らしく、学校現場としてはこのようなマニュアルができていれば、非常に助かると思います。特に報告書の様式ができているというのは、このように記せば良いのかと分かりやすく、非常に良いと思いました。その中で学校現場から考えた場合どうかなというところが、異物混入発生時の「不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物」の、羽虫と書いてあるところです。私の体験といたしましては、春先や秋の葉物野菜を使ったスープの中には、羽虫が混入してしまうことが見られました。しかしこういったマニュアルがある場合に、担任まで届きますよね。担任の方からどのように挙げてくるのか、例えばこれが校長まで行ったときに「それは報告しなくても良いのではないか」となってしまった場合、どこまで徹底すれば良いのか、と思います。例えば、アブラムシが2匹ほど、野菜の中に入っていた場合ダメという、意識が今の若い先生は、非常に強いところがあります。私の経験においても、そのことばかりを気にして、子どもたちにスープを食べさせないで、食缶の中身をたくさん余らせてしまう場合があります。担任の説明でアブラムシが付くということはどうしても仕方ないことであり、付かないようにきれいにして出しているのだから、栄養的に見たら大丈夫、ということでアブラムシを取って食べさせるということはこの報告書の中で最後にあります。その羽虫はどこまでを報告すれば良いのか、校長会でこのくらいであれば、校長の裁量でお願いしますというところがあるのではないかと思います。そういった説明が教育委員会から各校長になされているのだろうなという感じで読ませていただきました。この説明があれば現場としても助かるなと思います。

佐藤委員 今のお話の中で、担任の先生までとありましたが、配るのですか。

小橋課長 はい。そこでの対応が第一になりますので、配ります。

佐藤委員 今までも配っていましたか。

小橋課長 はい。配っていました。正直、大したことないような事案も挙がってきます。ここにも記してあるように、異物を取り除いて喫食が原則です。併せて担任の指導が一番大きいのですが、私たちが虫くらい、髪の毛が子どもから落ちた可能性が高ければ連絡しないでください、とは言えませんので出して下さいと統一しております。あとは、私たちは大丈夫という感覚でも、それを子どもたちが「大丈夫と言って食べさせられた」、ということがどこまで波及してしまうのか、とても怖いところです。やはり安全な物と危険な物の指導を併せて食べさせる、このマニュアルで1番大切なのはインシデントと言われる小さい事案を見逃さないで、事態を確実に収める、私たちも事案があると必ず給食センター職員を学校に向かわせて、現物を確認し、状況を確認しているので、それを面倒くさからずに行うことが一番の目的です。この辺りは始まってみて、担当があまりにも煩雑な場合にはその都度相談していきたいと思います。

小笠原委員 最近業者によって搬入された給食が全国的に取り上げられて、その業者は搬入

取消しにするなど出ていましたが、そのニュースを見た保護者が「中学校で給食を出していない自治体があるのか」と、言っておりまして、私たちは那珂市立小中学校で給食があるのは当たり前で、センターで調理したものを部屋で配膳するのが当たり前でしたが、そうではない自治体があることをあのニュースで知って、業者が配膳までしてセットになっているものを搬入することによって、喫食量がとれるのは良いことだけれども、今配膳しているからこそ苦手なものは少し控えてもらって、他の子が食べると言えばそれを多くしてもらって、給食が嫌にならない配膳というの、1つの役割だと思います。ちょっとでも食べれた、苦手だったけど友達が食べてくれたからもったいないことしなくて良かった、そういうことがあまりにも当たり前すぎて、今までそのありがたみを全く感じていなかった、と偶然保護者の方が反省していて、中学校になって給食がなくなってお弁当持っていかなければならないところもあるという話もしたところ、給食を出してもらおうということはあるがありがたいということと、異物は人のやることだから入ることはあっても、お弁当に入って、食べなければ残すしかない、残食がすごく多いという状況ではなく、目で見ながら子どもたちが配膳をするという食育というのもあるということも、改めて感じました。自治体でしっかり給食を用意してくれるというありがたみを、今後どのように利用して保護者に伝えるか、考えさせられた案件でした。このようにきちんとしたマニュアルができて、最大限安全を保障していると、人のやることなのでたまには間違いがあると思いますが、安全な給食を提供するために、これだけ先生たち、給食センターの人たちと苦労しているということを、何かの機会に皆が知ってくれればと思います。今回は、ニュースで本当に悲惨な給食を見て、普段のありがたさを感じた次第ですし、実際にそのように感じた保護者もいるということをお話したかったです。

大縄教育長 この件について、その他ご意見ございますか。  
それでは、報告第37号区域外就学許可等については個人に関する案件の為、非公開とすることを提案いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び那珂市教育委員会会議規則第15条の規定により公開しないことにご異議ございますか。

全委員 ———異議なし———

大縄教育長 異議なしと認め、これより会議を非公開といたします。

———非公開———

大縄教育長 本日の案件は以上で終了いたしました。その他事務局からございますか。

渡邊総括 はい。放射線量測定結果について。  
※以下、放射線量測定結果について、説明。

大縄教育長 この件について、ご意見ございますか。

委員の方から何かございますか。

佐藤委員 はい。確認ですが、最近携帯がJアラートや緊急速報などでよく鳴ります。登下校の子どもたちに、緊急時の場合にはどのような指導になっているのか、保護者にはどのように伝えているのか、子どもたちは携帯を持っていませんよね。鳴っていることが把握できないと思うのですが、いかがでしょうか。

渡邊総括 登下校中につきましては、防災無線によって周知を図る形になると思います。子どもたちは携帯を持っていませんので、Jアラートがなった際には防災無線が流れるようになっております。登校前に鳴った場合には、登校見合わせという形になるでしょうし、学校にいるときJアラートが鳴った場合には、学校の中で待機となります。

佐藤委員 登下校中に子どもたちがとる行動というのは、安全を確認して学校に行きなさい、家に戻りなさい、この判断や指導というのは、どうなっていますか。

大高室長 登校途中の指導は、先ほど総括からあったようにまず安全なところに逃げる行動をとりなさい、そして特に何もなかった時点で、学校に行くか、家に帰るか、(集団登校をしておりますので)近い方に向かうことになっております。どの段階で安全確認できたので登校しなさいと連絡することについては、保護者の判断によって遅れてくる場合には遅刻にしないので、安全確認ができた時に学校に向かわせるというという指導をしてあります。学校の方からメールで、「安全確認ができました」という内容のある市町村によっては、メールを一斉に流して、登校を促しています。このことについて防災課と確認をしたところ、安全のメールが出せるのは、教育委員会が主体の安全確認というのは難しいので防災課で確認してもらうことにすると、1時間2時間経過してからなので少し遅くなるとの見解があります。このことについては校長会とつめている所です。

佐藤委員 先ほどの給食の危機管理マニュアルを聞いて、防災マニュアルにもそのような記載があるのか、子どもたち、保護者に指導する機会というのを、各学校ではどういう風に持っているのだろうかということですが、いかがでしょうか。

大高室長 マニュアルについてですが、県教育委員会の方からJアラートが鳴った場合の対応の仕方について、段階的に登下校中、学校にいるときなど、そういったところの対応について、1枚のマニュアルが出ました。

佐藤委員 県教育委員会から出ているのですか。

大高室長 その中で不足している部分、今お話にあった「登校前の対応」について、どの段階で登校させて良いのか、あとは「通学途中の対応」について抜けていたものですから、そこは委員会と校長会で考えて、近いところに帰りましょうと約束してあります。それを基にして、学校の先生方、子どもたち、保護者に文書

を出して共通理解を図っております。

佐藤委員 大体集団での登下校が行われている所が多いと思いますが、班長はその時の対応については指導されていますか。

大高室長 この前、2回目のJアラートが鳴った時、7時過ぎだったと思いますが五台小学校の遠くからくる生徒は登校途中だったらしいのですが、家に帰って改めて登校した班が2班ほどあったと報告がありました。

佐藤委員 班長の判断で帰ったということですか。関連で登下校中にパトロールの地域の方や110番の家との連携というのはマニュアルに書いてあるのですか。

大高室長 Jアラートですか。

佐藤委員 Jアラートと緊急地震速報です。

大高室長 瓜連小学校だけになってしまいましたが、緊急で登下校など対応しなければならない場合は、地域ボランティアの方に連絡を取るようにはしていました。他の学校も同じようにされていると思います。しかし、メールで一斉に保護者に送信するので、その中に地域の方々にアドレスを登録してもらって、対応するという学校はあります。

佐藤委員 110番の家はどのようになっていますか。

大高室長 これも瓜連小学校の例になってしまうのですが、110番の家は、登録をお願いするだけで年に2回連絡を取る程度で、途中で変更になった場合においても何も連絡は取っていませんでした。私が瓜連の時には104件が110番の家の登録をしていました。

佐藤委員 以前は不審者がいた場合に駆け込むためでしたが、マニュアルに載れば提携するのですか。

大高室長 そうですね。

佐藤委員 瓜連小学校ではそうなっているが、他の学校は把握していないということですね。室長の時点では把握していないということはマニュアルに無いということですね。

大高室長 はい。110番の家は県の警察本部の要領にのっとっての登録なので、そこで学校独自にお願いするような文言が無い限りは難しいです。

佐藤委員 ボランティアの方たくさんいますよね。毎日行っている地域もあって素晴らしいと思います。緊急地震速報の場合にはとても有効ですよね。Jアラートは仕

方ない部分があると思いますが、五台小学校の班は戻ったということですね。

大高室長 先ほど佐藤委員がおっしゃった通り、地域の方にも学校と保護者、子どもたちと約束した内容をお知らせして、そして子どもたちはそのようなことがあった場合にはその約束で動いているので、そのようにお願いしますとお知らせすることは大切だと思います。

佐藤委員 防災無線もなりますか。

渡邊総括 防災無線はミサイルが発射された時と、着弾されたときに流れます。安全確認は流れません。防災課では、先ほど申し上げた通り安全確認と断定するのに時間がかかってしまうので、防災課と子どもたちをどの時点で登校させるのか、判断基準がないのが現状です。Jアラートが鳴った時に指揮はすべて防災課に移っており、教育委員会が判断をできない状態ですので、その対応を今後詰めていく考えでございます。

大縄教育長 他にご意見ございますか。以上で第10回教育委員会定例会を終了いたします。

———— おつかれさまでした ————

～ 終了 午後2時50分

会議録調製年月日 平成29年10月25日

会議録調製者 学校教育課長 小橋 聡子

会議録署名人 那珂市教育委員会教育長